

CALS/EC 資格制度 登録事務規則

(目 的)

第1条 本規則は、CALS/EC インストラクター（以下、「RCI」という。）及びCALS/EC エキスパート（以下、「RCE」という。）の登録について必要な事項を定めるものである。

(登 録)

第2条 RCI又はRCEとなる資格を有する者がRCI又はRCEとなるには、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下、「JACIC」という。）に登録の申請を行い、JACICに備える「RCI登録簿」又は「RCE登録簿」（以下、「登録簿」と総称する。）に登録されなければならない。

(登録の審査基準)

第3条 削除

(登録及び登録更新の申請)

第4条 登録又は登録の更新を受けようとする者は、一般財団法人日本建設情報総合センター理事長（以下、「理事長」という。）に、次に掲げる事項を記載したRCI・RCE登録申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び生年月日
 - (2) 現住所並びに本籍地（都道府県名のみ）
 - (3) CALS/EC 資格試験の合格年月日及び受験番号
 - (4) 合格したCALS/EC 資格試験の名称
 - (5) 所属する会社等の名称並びに所在地及び電話番号
 - (6) E-Mail アドレス
2. RCI・RCE登録申請書は、所属する会社等の代表者の証明を受けたものでなければならない。ただし、個人の場合にあってはこの限りでない。
3. 第1項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 新規登録する者は、住民票の抄本（本籍を含まない）又は外国人登録原票記載事項証明書
 - (2) 携帯登録証の交付を希望する者は、登録証用写真（半身脱帽、縦3cm×横2.5cmの大きさで、申請日から6ヶ月以内に撮影したもの）1枚
 - (3) 合格証書が交付され2年以上経過した後に登録を受けようとする者、又は登録の更新を受けようとする者にあつては、別に定める継続教育の実績を証明できる資料
 - (4) 登録手数料振込領収書の写し
4. 登録の更新を受けようとする者にあつては、第1項の規定による登録申請書を原則として登録の有効期間満了日の属する年の8月31日までに提出しなければならない。ただし、登録申請書の受付開始日は、登録有効期間満了日の属する年の7月1日（当該日が土曜、日曜、祭日の場合は直後の平日）とする。
5. 登録の更新を受けようとする者は、別に定める継続教育取扱要領第3条による継続教育の記録申告書を、登録の有効期間満了日の属する年の8月31日までに提出しなければならない。ただし、

継続教育の記録申告書の受付開始日は、登録の有効期間満了日の属する年の7月1日（当該日が土曜、日曜、祭日の場合は直後の平日）とする。

6. 第4条第5項の規定による継続教育の記録申告書に記載する活動実施期間は、登録してから登録有効期間満了日の属する年の8月31日までの期間とする。ただし、次の継続教育の記録申告書に記載する活動実施期間は登録の有効期間満了日の属する年の8月31日の翌日から2年間とする。

（登録の実施）

第5条 理事長は、前条の規定による登録の申請があった場合は、CALS/EC 資格制度施行規程第17条第1項に基づき管理委員会が定める CALS/EC 資格の登録を行う者の登録基準（以下、「登録基準」という。）に基づき審査を行わなければならない。

2. 理事長は、必要に応じて、審査について管理委員会に諮問することができる。
3. 管理委員会は、前項の諮問に応じて答申することができる。
4. 審査の結果、登録を認められる者については、遅滞なく登録簿へ登載するものとする。
5. 審査の結果、登録を認められない者については、遅滞なくその理由を付して当該申請者に通知しなければならない。

（更新手続きの例外）

第6条 削除

（登録簿に登載する事項）

第7条 登録簿には、次の事項に登載するものとする。

- (1) 氏名及び生年月日
- (2) 現住所並びに本籍地（都道府県名のみ）
- (3) CALS/EC 資格試験の合格年月日及び受験番号
- (4) 合格した CALS/EC 資格試験の名称
- (5) 所属する会社等の名称並びに所在地及び電話番号
- (6) RCI 又は RCE 登録番号及び登録年月日
- (7) RCI 又は RCE 登録の有効期間
- (8) 削除
- (9) E-mail アドレス

（登録証及び携帯登録証の交付）

第8条 理事長は、第5条第4項により RCI 又は RCE の登録をしたときは、RCI・RCE 登録申請書を提出した者に登録証を交付する。

- (1) 登録証に記載する事項
 - ア 氏名及び生年月日
 - イ 登録の年月日及び登録番号
 - ウ 合格した CALS/EC 資格試験の名称
 - エ 有効期限（有効期限のあるものに限る）

(2) 携帯登録証に記載する事項

- ア 氏名及び生年月日
- イ 登録の年月日及び登録番号
- ウ 合格した CALS/EC 資格試験の名称
- エ 所属する会社等の名称（有効期限のある場合に限る）
- オ 有効期限（有効期限のあるものに限る）
- カ 写真

2. 登録証又は携帯登録証を汚損又は紛失した場合は、JACIC に届け出るとともに遅滞なく登録証又は携帯登録証再交付申請書（別記様式第 2 号）と、携帯登録証の交付を希望する者は登録証用写真（半身脱帽、縦 3 cm×横 2.5 cm の大きさで、申請日から 6 ヶ月以内に撮影したもの）1 枚及び再交付手数料を添えて、理事長に申請しなければならない。
- 但し、平成 29 年 10 月 1 日以後はこの限りではない。

3. 理事長は、前項の規定による申請があった場合は、第 8 条第 1 項に規定する登録証又は携帯登録証を再交付するものとする。
- 但し、平成 29 年 10 月 1 日以後はこの限りではない。

（登録申請書等の提出先）

第 9 条 登録申請書等の提出先は JACIC とする。

（登録の有効期間）

第 10 条 削除

（登録証明書 of 交付）

第 11 条 理事長は、登録簿の内容に合致する RCI・RCE 登録証明願を提出した者に対し、RCI・RCE 登録証明書を交付する。この場合の手数料は徴収しないものとする。

登録証明書に記載する事項は、携帯登録証に記載する事項と同じとする。（写真は除く）

（登録事項の変更の届出等）

第 12 条 RCI 又は RCE は、第 7 条に掲げる事項に変更があったときは、2 週間以内に変更届出書（別記様式第 3 号）を理事長に提出しなければならない。

2. 前項のうち、第 7 条第 1 項第 1 号に変更が生じた場合は登録証及び携帯登録証を、第 7 条第 1 項第 5 号に変更が生じた場合は携帯登録証を添えて、変更届出書を提出しなければならない。

但し、平成 29 年 10 月 1 日以後はこの限りではない。

3. 理事長は、第 1 項の規定による届出があった場合は、第 7 条に定める登録簿登載事項の該当する箇所を訂正し、第 2 項に該当する場合は、第 8 条第 1 項に規定する登録証又は携帯登録証を新たに交付するものとする。この場合の手数料は、徴収しないものとする。

但し、平成 29 年 10 月 1 日以後は上記登録証及び携帯登録証の交付は行わない。

(登録の抹消)

第13条 理事長は、登録基準第4に該当する者について、登録簿から抹消しなければならない。

2. 前項の規定により登録を抹消したときは、遅滞なくその理由を付して当該人に通知しなければならない。
3. 前項の規定による通知を受けた者は、遅滞なく登録証及び携帯登録証を理事長に返納しなければならない。

(登録簿等の閲覧等)

第14条 理事長は、国、地方公共団体等の書面による要請に応じて登録者リストを提供することができる。

(登録等の手数料)

第15条 規程第19条に定める登録手数料は、次のとおりとする。

- (1) 新規登録及び更新登録手数料（登録証及び携帯登録証の交付を含む）
金 10,285 円（税抜 9,524 円）
- (2) 新規登録及び更新登録手数料（登録証のみ交付）
金 8,229 円（税抜 7,620 円）
- (3) 登録証又は携帯登録証の再発行手数料
金 5,142 円（税抜 4,762 円）

(その他)

第16条 本規則に定めない事項及び疑義を生じた事項については、理事長が定めるものとする。

(附 則)

- この規則は、平成13年6月25日から施行する。
この規則は、平成14年12月11日から施行する。
この規則は、平成15年3月7日から施行する。
この規則は、平成16年3月9日から施行する。
この規則は、平成17年12月1日から施行する。
この規則は、平成18年3月1日から施行する。
この規則は、平成23年10月1日から施行する。
この規定は、平成25年4月1日から施行する。
この規定は、平成26年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年6月3日から施行する。

(様式第1号) 削除
(様式第2号) 削除

(様式第3号)

変更届出書

一般財団法人 日本建設情報総合センター 理事長殿

RCI・RCEの登録事項に下記のとおり変更が生じたので、CALS/EC資格制度登録事務規則第12条の規定により届け出ます。

提出年月日：西暦 年 月 日

住所：〒

TEL () -

氏名： (印)

登録番号： 第 [] - [] - [] [] [] [] []

変更箇所のみ記入願います。

変 更 事 項			変更日
登録者氏名	(フリガナ)	(フリガナ)	
	姓	名	
現住所	〒 TEL: () -	コード	
	Eメール		
本籍地	(都道府県名のみ記入)	コード	
所属会社等の名称	変更前	変更後 (フリガナ)	
所属会社等の住所	〒 TEL: - -	都道府県コード 所属機関コード	
	(ビル名) (支社・事業所等) Eメール		

(注) 都道府県コード番号や所属機関コードは、次頁のコード一覧表を参照して記入して下さい。

コード一覧表

変更届出書作成時に参照して下さい。

(A) 変更届出書の「本籍地」、「現住所」、「勤務先所在地」の欄に使用して下さい。

コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県	コード	都道府県
01	北海道	16	富山県	31	鳥取県	46	鹿児島県
02	青森県	17	石川県	32	島根県	47	沖縄県
03	岩手県	18	福井県	33	岡山県	50	その他
04	宮城県	19	山梨県	34	広島県		
05	秋田県	20	長野県	35	山口県		
06	山形県	21	岐阜県	36	徳島県		
07	福島県	22	静岡県	37	香川県		
08	茨城県	23	愛知県	38	愛媛県		
09	栃木県	24	三重県	39	高知県		
10	群馬県	25	滋賀県	40	福岡県		
11	埼玉県	26	京都府	41	佐賀県		
12	千葉県	27	大阪府	42	長崎県		
13	東京都	28	兵庫県	43	熊本県		
14	神奈川県	29	奈良県	44	大分県		
15	新潟県	30	和歌山県	45	宮崎県		

(B) 「所属会社等の住所」欄にある「所属機関コード」を記入する際に使用して下さい。

a.	国土交通省	k.	地質会社
b.	国土交通省を除く各省庁	l.	情報サービス
c.	公社公団等	m.	製造会社
d.	都道府県及び政令指定都市	n.	個人営業者
e.	市区町村	o.	学生
f.	大学	p.	無職
g.	公益法人等	q.	その他
h.	建設会社		
i.	建設コンサルタント		
j.	測量会社		

登録廃止届出書

西暦 年 月 日

〒

届出者 住 所 _____

TEL () _____

Eメール _____

氏 名 _____ (印)

一般財団法人 日本建設情報総合センター 理事長 殿

CALS/EC資格 登録基準第4 第1号の規定により、登録証・携帯登録証を添えて、下記のとおり届けます。

記

1. 登録を受けていた者の 氏名及び生年月日	年 月 日 生
2. 登録番号及び登録月日	第 []-[]-[]-[]-[]-[] 平成 年 月 日
3. 登録の種類	RCI RCE
4. 登録している会社名	
5. 登録廃止等の理由	
6. 登録廃止年月日	西暦 年 月 日

(様式第 5 号)

RCI・RCE 登録証明願

西暦 年 月 日

一般財団法人 日本建設情報総合センター

理事長 殿

住所 〒

電話 ()

Eメール

氏名 印

CALS/EC 資格制度施行規程第 13 条の規定による登録を受けていることの証明が必要な
ので、下記についての証明書の発行をお願い致します。

記

目 的

氏 名

生 年 月 日 年 月 日

本 籍 地

登録の種類 RCI / RCE

登録年月日 平成 年 月 日

登録番号 第 号

※「本籍地」は、都道府県名までを記載して下さい。